

広島県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

広島県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

広島県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年広島県条例第二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。